

お 知 ら せ

令和 2 年 4 月 2 8 日
宇部市上下水道局財務課管財係

上下水道施設の機械・電気設備工事の 最低制限価格の算定方法について

このことについて、令和 2 年 3 月 2 7 日付「上下水道施設の機械・電気設備工事の低入札価格調査判断基準額及び最低制限価格の算定方法の改定について」で、お知らせした最低制限価格の算定方法について、再度、ご確認をお願いします。

記

1 算定方法

予定価格の算出の基礎となった「(機器費の 9/10+直接工事費) + 共通仮設費の 9/10+(現場管理費+据付間接費+設計技術費)の 8/10+一般管理費等の 7/10」(各費目毎に所定の率を乗じたもの(小数点以下切捨)を合計)から千円未満を切り捨てた価格とする。

上下水道施設の機械・電気設備工事において、直接工事費の額は、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費の額は、現場管理費に直接工事費から減じた現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費に 10 分の 1 を乗じた額(小数点以下切捨)とする。

2 その他

- (1) 令和 2 年 3 月 2 7 日付の「お知らせ」から算定方法の変更はありません。
- (2) 算定方法の詳細については、上下水道局ホームページの「宇部市上下水道局最低制限価格制度実施要領」で、ご確認してください。
- (3) お問い合わせは、宇部市上下水道局財務課管財係(電話 0 8 3 6 - 2 1 - 2 2 9 4) をお願いします。